

## 災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する覚書

安中市（以下「甲」という。）と社会福祉法人安中市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、安中市内において地震、風水害又はその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における災害ボランティアセンターの設置、運営等について、次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第1条 この覚書は、災害時における安中市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営及びセンターが作成した名簿に登録されたボランティア（以下「ボランティア」という。）による被災者支援活動（以下「ボランティア活動」という。）を円滑に実施するために、必要な事項を定める。

（センターの設置・運営等）

第2条 甲は、災害時において、その被害状況等により、ボランティア活動が必要と認められるときは、乙に対して、センターの設置を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請があった場合には、センターを開設及び運営するものとする。

3 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（センターの設置場所）

第3条 甲は、被災の状況等を踏まえて、センターの設置場所を確保し、乙と協議の上、設置するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1） ボランティアの受入れ及び派遣に関すること
- （2） ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること
- （3） その他ボランティア活動の支援・協力に関すること

（資機材等の確保）

第5条 甲及び乙は、センター設置、運営及びボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として負担するものとする。ただし、乙に当該業務に係る支援募金や助成金等の収入があるときは、これらの収入を優先して当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

（負傷及び事故の補償）

第7条 ボランティア活動に参加したボランティアの負傷又は事故に対する補償については、ボランティア活動保険の補償によるものとする。

2 乙は、ボランティアのボランティア活動保険加入の有無を確認するとともに、未加入のボランティアに対し、速やかにボランティア活動保険の加入手続きを行うものとする。

3 甲は、前項のボランティア活動保険の加入に係る費用を負担するものとする。

（報告）

第8条 甲は、センターの運営状況について、乙に報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第9条 甲及び乙は、平常時から連携を図り、ボランティア団体や地域住民、防災関係機関等と情報交換や会議等を実施し、災害時における協力体制の確立に努めるものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条 乙は、本覚書に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取り扱いについては、社会福祉法人安中市社会福祉協議会特定個人情報取扱規程に基づき、適切に管理するものとする。

（協 議）

第11条 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この覚書は、覚書締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この覚書の成立を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年10月15日

安中市安中一丁目23番13号

甲 安中市  
安中市長 茂木英子

安中市安中三丁目19番27号

乙 社会福祉法人安中市社会福祉協議会  
会長 吉田茂